## 傷病手当金請求書・傷病手当金附加金請求書

																		給	付	· i	<b>失</b> 5	定	額※				
組	合	員	番	号	÷				組	合	員	氏 名	í					所		属	所		名				
傷		病		名	i								1														
資:	格取得年月日					引和 <sup>E</sup> 成	平	成	ź	年 月 日				資格喪失年月日				昭和 平成					年		月	日	
発	病	年	月	E			平	成	年	F	月	日		勤務 初		ょくな <sup>、</sup> の		最日		平	<sup>z</sup> 成		年		月	日	
療養のため勤務 できないことに 関する医師の証明																											
																住	所										
	支給	開始	年月I	3									平	戓	年	月		日									
		求其 月						平成			年		月		日	~	平月	戓		年			月		日		
	標準報酬月額①					等級			į (7	(7)(			円	円 介護保険法に よる給付を受			保	保険者番号			被保	被保険者番号			保険者の名称		
			日額		(7)	(	)	円×1/	22(10F	円未満	四捨五	入)= (イ)	(	)	円け	ていた	とき	^				-	1				
:	標準報酬日額③ (給付日額)					(						入)=(a)	(	;	円 口(	の年額	ŧ済年 [		6		支給客		平	成		年	月
	報酬月額④				(ウ)	日々の	勤務	に対し (	て支	給され	いるもの	か ) F	3			障害手 障害- の額		)	7		青 <b>求</b> 額 青求期	•	平月	戓	年	月	日
+以□川 /7 针只 ★/				(I)	(I)日々の勤務とは関係なく支給されるもの ( )円									金額	支給額 支給開始年月			-	平	成		年	円 月				
					日々の勤務に対して支給 (ウ)( )円×1/(					合されるもの )日 = (b)(				)	□退職老齢年金			金額	支給額 支給開始 支給開始		-	平	成		年	円月	
	報酬日額⑤					日々の勤務とは関係なく支給されるもの □受給なし									⑩年金日額 ⑥+⑧			頂			(	円位未満					
+n T		= (1)	)+(c)=		(I)(	(		)円×1	/22E		= (		刀捨)…	)	円		金日	φŦ		(	(		) F		= (e)	未満切捨て	)円
<b>※</b> 【「年年	各種支 障害事 金日 金日 章害事	<b>始か</b> か (由の 額(e) 額(e)	年金あ < 全 報 年金あ	り及び酬日報日報り及び	額(d)· 額(d)· 『報酬	**ありの場 ・・傷病手 ・・傷病手 **なしの場 **なしの場	手当金 手当金		<b>强酬日</b>	額(差額	頂を支糸	合)	【障害事	事由の年 当金-報 事由の年	酬日額	及び軒 (差額	弱酬あり を支約	りの場 合)									
					(a) i	給付日額	i				酬日額	or (e	)年金日智		差額	頂											
>	※給付決定額算定																円・・・(f)  円・・・・給付決定額										
									M >	×			E	=				円	••••	給付	決定	額					
				済糺	目合え	請 求大分県3	支部:	長 展	ž						住	所											
				平成	:	年	月	E	3				請求	:者	氏	名										FI	
祈									上訂				事実と相 月	-	ものと	上認め	ます	0									
/属所受付	所																										
受 付	受 																										
													曜日	曜日	曜日	経日	曜日	曜日	曜日				支約	合開女	台日	印	
支								(		)月分	<b>\</b>		1 8	2	3 10	4	5 12	6 13	7 14		平月	戓	年		月	日から	
支部受付										日数			15	16	17	18	19	20	21		平月	戓	年		月	日まで	:
								(		) E	1		22 29	23 30	24 31	25	26	27	28		平月	戓		可支約		日まで	

- ※ 年金を受給中のものは、年金振込通知書の写を添付する。 ※ 給付日数は、当該休業期間のうち土曜日及び日曜日を除いた日数です。 ※ (ウ)日々の勤務に対して支給されるもの・・・・給料、給料の調整額、地域手当 ※ (エ)日々の勤務とは関係なく支給されるもの・・・・管理職特別手当、初任級調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当